

# 東大阪市教育委員会令和2年2月定例会

1 日 時 令和2年2月17日(月)

開会 午後2時05分

閉会 午後3時00分

2 場 所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 (委員)

教育長	土 屋 宝 土
教育長職務代理人	堤 晶 子
委 員	村 上 靖 平
委 員	山 中 雅 仁

(出席説明員)

教育次長	大 原 俊 也
教育次長	諸 角 裕 久
教育総務部長	北 林 康 男
学校教育部長	岩 本 秀 彦
社会教育部長	福 原 信 吾
学校教育部参事	森 田 好 一
教育政策室長	山 本 清 弥
小中一貫教育推進室長	出 口 博 文
教育総務部次長	杉 本 篤 史
学校教育部次長	来 田 茂
人権教育室長	竹 中 重 雄

(出席補助説明員)

教育センター次長	堀 信 也
----------	-------

## 4 議 事

### (土屋教育長)

ただ今から、東大阪市教育委員会令和2年2月定例会を開会いたします。本日の会議録署名委員は村上委員にお願いいたします。なお、秦委員につきましては、本日の会議を欠席する旨の届出がされておりますので、ご報告致します。それでは、議事を進めてまいります。本日の会議でございますが、日程第1「議案第3号 令和2年度東大阪市学校教育基本目標・重点目標策定の件」から日程第7「議案第9号 令和元年度東大阪市奨学生（入学準備金）決定の件」までを議題といたします。それでは、ここでお諮りいたします。日程第2「議案第4号 市立義務教育諸学校教職員（管理職）異動内申の件」及び日程第7「議案第9号 令和2年度東大阪市奨学生（入学準備金）決定の件」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開とし、他の議案審議・報告ののち、審議いたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

### (各委員)

(異議なしの声あり)

### (土屋教育長)

ご異議なしと認めます。よって、本案件の審議につきましては、非公開とし、他の議案審議・報告ののち、審議することといたします。それでは、議案の説明をお願いいたします。

### (大原教育次長)

それでは、議案の説明をさせていただきます。

日程第1「議案第3号 令和2年度東大阪市学校教育基本目標・重点目標策定の件」につきましては、令和2年度の学校教育にかかる基本目標及び重点目標を定めるもので、基本目標として「すべての子どもに生きる喜びとあすをつくる力を」、また重点目標として「総合的視点に立つ教育の推進」、「人間尊重に徹した人権教育の実践」、「信頼に応える学校園づくり」、「学校園・家庭・地域の協働」の4点を掲げ、これらの推進を図っていくものでございます。

続きまして、日程第3「議案第5号 令和2年度使用視覚的な支援の必要な生徒に対する拡大教科用図書採択の件」につきましては、視覚的な支援が必要な生徒に対する令和2年度使用の拡大教科用図書の採択について、中学校より新たに使用の申請がありましたので、学校教育法附則第9条及び令和2年度使用東大阪市立中学校教科用図書採択に基づき、採択するものでございます。

続きまして日程第4「議案第6号 令和元年度東大阪准看護学院卒業生表彰の件」につきましては、同学院長より推薦のありました令和元年度同学院卒業生2名につきまして、教育委員会として表彰するものでございます。

続きまして日程第5「議案第7号 東大阪市図書館協議会委員解任及び任命の件」につきましては、委員の退任に伴い、委員2名を解任し、後任の委員2名を任命するものでございます。任命期間につきましては、令和2年2月17日から令和2年11月19日まで

で、前任者の残任期間となっております。参考として、次ページに同協議会委員名簿を添付しております。

続きまして日程第6「議案第8号 東大阪市立体育館運営審議会委員解任及び任命の件」につきましては、委員として任命されている副市長の事務分担の変更に伴い、委員の解任及び任命をするものでございます。任命期間につきましては、令和2年2月17日から令和2年6月17日までで、前任者の残任期間となっております。参考として、次ページに同審議会委員名簿を添付しております。

以上でございます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご決定を賜われますようお願いいたします。

#### **(土屋教育長)**

それでは、ただいまの日程第1「議案第3号」から日程第6「議案第8号」までのうち、日程第2「議案第4号」を除く案件につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

#### **(堤教育長職務代理者)**

この基本目標・重点目標について、学習指導要領が変わることにより、重点的に見直しをしたところを教えてください。

#### **(土屋教育長)**

今回の基本目標・重点目標策定にあたって、学習指導要領の本格実施を踏まえて、どこに力点をおいて原案を策定したのか、というご質問かと思いますが、一般的なことも含めていかがですか。

#### **(諸角教育次長)**

基本目標・重点目標につきましては、元々、理念的な目標であります。その理念に基づき、新しい学習指導要領で求められるものをどう反映するかを工夫したところです。その部分でいいますと、新学習指導要領で求められる資質能力の向上の観点を踏まえ、強化事項において更に絞った記載にしております。

#### **(堤教育長職務代理者)**

具体的にどこか、というのがわかりませんが、方針はわかりました。1点、具体的に20ページですけれども、「家庭・地域と連携した基本的生活習慣の確立」で「早寝早起き朝ごはん運動」を掲げておられます。重点目標であるので、まだここに掲げないといけないということは、運動の広がりや生活習慣の確立ができていないということかと思えます。これは家庭の範疇であることかと思うのですが、学校としても色々なところで取り上げていただいております。これをいつまでも目標として掲げていることが、私がもし保護者であったり地域の関係者であったとしたら、一般的にこのようなことが目標として掲げないといけないものなのか、という認識になります。基本的で大切なことだとは思いますが、あえて重点目標として掲げなければならないことなのではないでしょうか。教育委員としては、こ

のフレーズはいかなものかと思っております。

**(諸角教育次長)**

早寝早起きをして、しっかりとごはんを食べましょうという運動は、大阪府教育委員会で実施している「早寝早起き朝ごはん運動」、これに関連しております。アンケート調査の中でも一定のライン、9割方のこどもができていますと回答しております。市の目標を作成する際、府の指導事項も参考にしておりますので、社会教育的な観点からも引き続きお願いしてまいりたいと考えています。

**(堤教育長職務代理者)**

おっしゃっていることはよくわかります。ただ、今回新年度に向けて作成していくにあたり、どうしてもこのフレーズを入れたいいけないことかと思ひまして。大阪府もこの運動を始めて随分になりますよね、10年ですまないぐらいかと思ひますが、定着もしてきていますし、生活習慣の定着の面でいうとスマホの使い方など変わってきているところもありますし、是非見直しも検討していただきたいと思ひます。この場でご意見をいただけますか。

**(土屋教育長)**

社会教育の観点からはどうですか。意見ありますか。

**(福原社会教育部長)**

これまでもこの運動はすすめているわけですが、完全に家庭に浸透しているかというところ、私達の取組みの度合いもあるのですが、東大阪市ではこれを謳わなくても生活習慣が確立している、と言える状況ではないと思ひます。そのことが学校教育の重点目標にあたるのか、ということについては、社会教育部としては考えておりませんでした。ご意見をいただきましたので、学校教育の重点目標とすべきなのか、その他の手法で周知すべきなのか、検討いたしたいと思ひます。

**(土屋教育長)**

学校教育推進室からはどうですか。

**(森田学校教育部参事)**

家庭教育・学校教育と連携してやっていくという前提でおります。様々な家庭があり、課題が全て解決したという思いでは無い中で目標として定めております。重点に置くか、ということについては、他のアプローチも含めて今後考えさせていただきます。

**(村上委員)**

ここで書かないといけないことなのか、という思いもありますが、きちんと学校に行くためには早起きしなければならないですし、そのためには早く寝ないといけないにもかかわらず、スマホの使用など、生活習慣の乱れというのも問題になっています。朝ごはん

ついても、食育の面も含めてきっちり撰らなければならないものです。今しばらくは目標として掲げていてもいいのではないかと思います。

#### **(山中委員)**

例えば、数値的に全て改善したというのはお持ちなのでしょうか。「早寝早起き朝ごはん」というのは非常に大事だと思います。今のステージというか、いまどの程度できているのか、というのを鑑みて、目標とする・しないを考えればよいのではないかと思います。

#### **(土屋教育長)**

今、堤委員からご指摘のあった「早寝早起き朝ごはん運動」を目標とするかということですが、ややルーティーン化・スローガン化してしまっているのではないかと、ということであろうかと思います。一方で、リーフレット等を作成して取り組んでできているということもあるので、これを降ろしていくには準備がいるのかなと思います。また、スマホの問題につきましては、香川県で条例化をするというような動きもあり、家庭教育における非常に大きなテーマでもあります。私としては、このような新しい課題についてどうするのか、これまでの課題との関連等についてどう整理するのかということを確認いたしまして、来年度に目標を策定する際の課題検討事項としたいと思いますがいかがでしょうか。

#### **(堤教育長職務代理者)**

山中委員がおっしゃったように、この件は結果を数値に表しにくいものだと思います。目標に掲げているということは、まだ目標として掲げなければならないことであると判断されてしまうんですね。そのようなことについては、何故、今コミュニティスクールをすすめていかなければならないかという課題があると思います。それに全て関わった課題でありまして、重点的な目標として掲げられているという状況であるということが非常に問題視されるという観点があります。ですので、是非、こういうスローガンの形ではなく、本来この問題は個人的な一人ずつの家庭の状況をよく把握して解決しないと、早寝早起き朝ごはんができていない家庭もたくさんある中で、スローガンで掲げるような課題でなく個別に解決すべき課題でありますから、リーフレット等で大きく東大阪市の課題とするようなものではないと思います。公立の教育に関する評価や認知度は街づくりの観点からも非常に問題になっていきますので、市民、他市の皆さんに東大阪市の教育の実態を正しく知っていただきたいと思います。東大阪市の向上しているところ、努力していただいているところ、改善していただいているところ、たくさんありますので、そのところをうまく伝えていくこともあわせて考えていただきたいと思います。

#### **(土屋教育長)**

今、堤委員からのご意見を踏まえながら、令和2年度この取組みをルーティーン化しないということ、家庭教育支援の在り方についてももう少し反省的に考えながら対応していく必要がある、この2点を確認させていただきます。

(土屋教育長)

他にございませんか。

(各委員)

(なしの声あり)

(土屋教育長)

それでは、ただいまの日程第1「議案第3号」から日程第6「議案第8号」までのうち、日程第2「議案第4号」を除く案件につきまして、いずれも原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(各委員)

(異議なしの声あり)

(土屋教育長)

ご異議なしと認めます。

日程第1「議案第3号」から日程第6「議案第8号」までのうち、日程第2「議案第4号」を除く案件につきましては、いずれも原案のとおり、可決することと決しました。

次に、口頭報告をお願いいたします。

(教育政策室より概要を一括報告)

<※別原稿による説明>

○後援名義の使用承認

教育政策室	2件
社会教育課	1件
青少年スポーツ室	5件
社会教育センター	1件

(土屋教育長)

この際ですのでご質問ご意見等はございませんか。

(各委員)

(なしの声あり)

(土屋教育長)

それでは、これから審議を行う日程第2「議案第4号 市立義務教育諸学校教職員（管理職）異動内申の件」及び日程第7「議案第9号 令和元年度東大阪市奨学生（入学準備金）決定の件」につきましては、非公開とさせていただきますので、傍聴者の方は退席をお願いいたします。また、非公開審議の件については、教育次長、学校教育部長、同部次長、教育政策室長以外の出席説明員の方々は退席をお願いいたします。

～ 非公開審議 ～

(土屋教育長)

本日予定いたしておりました議案審議はこれで終了いたしました。本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(各委員)

(異議なしの声あり)

(土屋教育長)

ご異議なしと認めます。それでは次回の日程を事務局よりお願いします。

(事務局より)

令和2年3月定例会につきましては、令和2年3月16日(月)午後2時開会を予定しております。

(土屋教育長)

それでは、これもちまして、令和2年2月定例教育委員会を閉会いたします。委員の皆様方、また、ご出席の皆様、大変ご苦勞様でした。

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長	土 屋 宝 土
東大阪市教育委員委員	村 上 靖 平